

午後1時零分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第24号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案等の質疑を行います。

それでは、第80号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第81号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第82号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第83号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第84号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第85号議案朝倉市介護保険条例及び朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第86号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案工事請負契約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案工事請負契約の締結について（疣目口・元ノ目換地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第89号議案工事請負契約の締結について（宮園・馬場・北小路換地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案指定管理者の指定について（学童保育所）を議題といたします。質疑はありませんか。7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 福田学童保育所の指定管理者の指定についてお尋ねします。

福田学童保育所は、平成31年4月より令和6年3月31日までの5年間、保護者会が指定管理を受けて運営していましたが、今回、指定管理者を民間企業に変更するとしています。

御存じのように、朝倉市の大多数の学童保育所は、保護者と支援員で共同運営しています。もちろん福田学童保育所もそうです。しかるに、今回の民間企業への変更について詳細を知らない支援員もいらっしゃるそうです。

そこで、指定管理者を変更するに当たって、いつから相談を受け何回話し合いが行われたか、保護者・支援員・学校関係者・学童保育所運営協力者への変更の周知はされているのか、指定管理者の選定方式、以上3点について質疑いたします。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） 今、御質問のあった件でございますけども、今現在、私の手元には何回とか具体的な数字は持ち合わせておりませんが、福田学童保育所の保護者会のほうから、運営につきましては、今、行っている形態、保護者が運営母体となつてするやり方ではもう、いろいろ会計の問題とかそういった問題とかもありまして運営が難しいということでありまして、私どものほうに相談があったものでございます。いつからというところの具体的な数字等につきましては、後で御説明をさせていただきたいと思

ます。

あと、3番目のほう、すみません、2番目のほうはちょっと後回しにしまして、指定管理の方法なんですけども、こちらについては、指定管理に関する運営基準に基づきまして、公募を行いました。公募を行った結果、2者が手を挙げましたので、そちらについて審査を行いまして、候補者を選びました。それで今回、議会に諮ろうとするものでございます。

あと、地域のほうとかに、地域の関係者等々に周知をなされたかということに関しても、また後で御報告をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 次に、杷木学童保育所の指定管理者の指定についてお尋ねします。

杷木学童保育所の運営が民間企業に指定されて2年がたとうとしています。保護者によると、この間、一度も協議の場がなかったそうです。また、2年前に民間企業に運営が移行された際、次に指定管理者が選定される時は、保護者運営に戻すことも含めて協議の場を持つと説明があったとのことでした。

そこで、今回指定管理者を選定するに当たり、保護者の意見は反映されているのか、指定管理者の選定方式について、以上2点、質問いたします。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） まず、保護者の意見が反映されているかどうかにつきましては、すみません、私どもとしては、前回の指定管理者制度になったとき、民間のほうを選ぶ際に、一定の期間、お試し期間じゃありませんけど、そのときに、通常の期間ではなくて、今回の期間満了までの期間で様子を見るじゃないんですけども、そういったふうにしてこの期間が決まったというふうには聞いているところでございます。

ただ、その後の保護者会に改めて諮ったかどうかというところは、すみません、また後で、これも資料に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

このたびの、また、指定管理の公募につきましても、これは、ここだけは、私が聞いているところでは、何も問題がなかったとき、問題がなければ、このまま指定管理をさらに改めて指定管理者を募集するというふうになっていたというふうには認識しております。

そのこともありまして、今回改めて公募をしまして、2者が応募しまして、そのうちの1つが選定委員会によって候補者として認められましたので、今回の議会で承認を頂こうというものでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案指定管理者の指定について（杷木物産館・杷木農業公園）を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第80号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査頂きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

(「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり) 暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

---

午後1時23分再開

○議長(堀尾俊浩君) 再開いたします。

それでは、先ほどの保留分に関して説明を受けたいと思っております。子ども未来課長。

○子ども未来課長(上村一成君) では、先ほどの保留分につきましては、現在調査中でございますので、佐々木議員のほうへは後で個別に、また、常任委員会のほうで説明をさせていただきますと思っております。よろしく申し上げます。

この場で説明ができなかったことにつきましては、誠に申し訳ありません。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(堀尾俊浩君) そういうことでございます。御了解お願いしたいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時からでございます。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時25分散会